

観光資源の保護と利用に関する概念と取り組みの考察

A Study on Concept and Efforts on Conservation and Use of Tourist Resources

高橋 光 幸

TAKAHASHI Mitsuyuki

本研究は、観光資源の保護と利用に関する概念と取り組みを考察することを目的として、第1に、資源論・観光行動論・事業論の観点から観光資源の概念を考察したのち、観光資源の価値と特性について考察を行った。第2に、自然観光資源と人文観光資源の観点から観光資源の保護の概念を考察したのち、観光資源の利用の概念と観光開発との関係、観光資源の特性をふまえた観光資源利用の考え方と方法について考察を行った。第3に、自然観光資源、人文観光資源、複合的観光資源の区分別に、観光資源の保護と利用に関する各地の取り組みを分析し、観光資源の保護と利用の新しい発想と課題を考察した。

キーワード：観光資源、保護、利用、活用、概念

第1章 はじめに

観光資源は観光を構成する重要な要素である。美しい山、歴史のある神社や仏閣、歴史的なまじりをもつ町並み。これらはそれぞれ自然観光資源、人文観光資源、複合的観光資源とよばれ、観光者にとって観光対象であり、観光事業者にとっては諸効果を生み出す観光事業対象でもある。これらの観光資源のもつ機能や長所を生かし、観光者および観光事業者にとっての価値を生み出すためには、観光資源の保護と利用、保存と活用を適正に講じることが重要である。

観光立国推進基本法（2006年12月制定）は、「地域における創意工夫を生かした主体的な取組を尊重しつつ、地域の住民が誇りと愛着を持つことのできる活力に満ちた地域社会の持続可能な発展を通じて国内外からの観光旅行を促進することが、将来にわたる豊かな国民生活の実現のため特に重要である」という認識の下に施策を講ずることを基本理念として定めている。基本理念にもとづく基本的施策の第一に国際競争力の高い魅力ある観光地の形成をあげ、「史跡、名勝、天然記念物等の文化財、歴史的風土、優れた自然の風景地、良好な景観、温泉その他文化、産業等に関する観光資源の保護、育成及び開発に必要な施策を講ずる」としている。このように、観光立国を実現するうえで、観光資源の保護と利用、保存と活用に関する施策はきわめて重要であることがわかる。

これまで、観光資源の保護と利用に関して多くの研究がなされてきたが、保護と利用に関する諸概念と取り組みについて体系的に考察した研究が十分とはいえない状況である。

このため、本研究では、観光資源の概念、観光資源の保護と利用に関する概念と取り組みに関する先行研究や現地調査にもとづき、第1に、資源論・観光行動論・事業論の観点から観光資源の概念を考察したのち、観光資源の価値と特性について論じる。第2に、自然観光資源と人文観光資源の観点から観光資源の保護の概念を考察したのち、観光資源の利用の概念と観光開発との関係、観光資源の特性をふまえた観光資源利用の考え方と方法について論じる。第3に、自然観光資源、人文観光資源、複合的観光資源の区分別に、観光資源の保護と利用に関する各地の取り組みを分析し、観光資源の保護と利用の新しい発想と課題を論じる。

以上を通して、観光資源の保護と利用に関する概念と取り組みの新しい発想や課題について体系的整理を行うことを目標とする。

第2章 観光資源の概念・価値・特性

1. 観光の概念

本章では観光資源の概念・価値・特性を考察する。まず、観光の概念について論じる。

塩田正志は、1910年代から60年代末までの世界の研究者による「観光」概念規定の底流には「2つの基本的な思想」があると述べている。それは、「①観光現象の主体である観光客は観光地に一時的に滞在するだけでそこに定住せず、②居住地で取得した金銭を観光地で消費するだけであって決してそこで金銭を取得するという営利行為を行わないという思想」である。これは「観光」が成立するための2大原則」であって、「非定住性原則と非営利性原則と呼んでもよい」と論じている。「1970年代以降の概念規定論争はこの2つの原則の必要性をめぐって展開された」と述べている⁽¹⁾。

このような知見にもとづき、塩田は「観光とは狭義においては、①人が日常生活から離れて、②再び戻ってくる予定で移動し、③営利を目的としないで、④風物等に親しむことであり、広義においては、そのような行為によって生じる社会現象の総体である」と定義している⁽²⁾。

山村順次も非定住性原則をふまえ、「観光とは、人々が余暇に遊覧、慰安、保養、教養、スポーツなど多様なレクリエーションの目的のために、日常生活圏を離れて一時的に移動し行動することであり、さらに移動に伴う諸関係の総体である」と狭義、広義に定義している⁽³⁾。

さらに前田勇・橋本俊哉は、「観光」と称される社会現象や行動は、(中略)一般的には「楽しみを目的とする旅行」という人間の社会的行動を示すものと、「旅行とそれにかかわりをもつ事象の総称」といったさまざまな事業活動を含んだものとの2つの意味あるいは用法がある」として、観光を狭義には「楽しみを目的とする旅行」、広義には「旅行とそれにかかわりをもつ事象の総称」ととらえている⁽⁴⁾。

以上のように、「観光」の概念は狭義および広義の2つの意味でとらえることができるが、観光事業を推進する観点からは、狭義の意味の観光をいかに的確にとらえるかが重要である。

総理府観光政策審議会は、1969年の答申「国民生活における観光の本質とその将来像」の中で、観光の概念を次のように定義している。「観光とは自己の自由時間(余暇)の中で、鑑賞、知識、体験、活動、休養、参加、精神の鼓舞等、生活の変化を求める人間の基本的欲求を充足するための行為(レクリエーション)のうち、日常生活圏を離れて異なった自然、文化などの環境のもとで行おうとする一連の行動をいう」⁽⁵⁾。

本定義は「1970年代以降もわが国における代表的な規定としてしばしば利用されてきた」ものである⁽⁶⁾。観光政策審議会は、余暇活動の下位概念としてレクリエーションと観光をとらえている。本審議会の定義をふまえ、筆者は、「観光とは、自己の自由時間（余暇）の中で、日常生活圏を離れて行うレクリエーション」と定義したい。この定義は、観光事業において、対象とする観光客に非日常的な体験を提供することの重要性を示すものである。このことをふまえて観光資源の保護と利用の施策を講じることが大切である。

2. 観光資源の概念

(1) 資源論の観点

経済学者で資源研究の権威であるジンマーマンは、「資源は存在するものではなくて、生まれるものであり、静的なものではなく、人間の欲望と人間の行動に応じて拡大したり収縮したりするものである」として、資源は生まれるもの、創造するものと述べている⁽⁷⁾。佐藤 仁は、「資源はさまざまな原料・エネルギーを生み出す源であり、原料そのものではない。石炭や鉄は原料なのであって、資源ではない。そして、原料化され、製品化に活用されるのは資源の限られたある側面にすぎない」として、資源という用語を「働きかけの対象となる可能性の束」ととらえ、資源は人間社会からの働きかけを受けて初めて有用性を発揮するとしている⁽⁸⁾。さらに、科学技術・学術審議会資源調査分科会は、「人の働きかけ」によって事物が資源に「なる」という点は、この定義の重要なファクターであり、これを抜きにして資源論を論じることはできない」と述べている⁽⁹⁾。以上のことから、資源とは、さまざまな原料・エネルギーを生み出す源泉であり、人の働きかけによって有用性を発揮する、すなわち事物が資源になる（生まれる）ということができる。

次に地域資源について考えてみたい。地域資源とは、「地域内で産するさまざまな素材、景観や史跡、固有の技術・情報、地域に住む人材などを意味する」⁽¹⁰⁾というように、人材を含め、地域内で産するさまざまな資源が地域資源であるという考え方がある。

一方、農業経済学者の永田恵十郎は、地域資源とは「その地域だけに存在する資源」であり、「資源の一部として存在している」としている。永田は、地域資源を「本来的地域資源」と「準地域資源」にわけている。「本来的地域資源」とは、①潜在的地域資源（地質・地勢等の地理的条件、降水・光・温度等の気候的条件）、②顕在的地域資源（農用地、森林、用水、河川）、③環境的地域資源（自然景観、野生動物を含む保全された生態系）であり、「準地域資源」とは、④付随的地域資源（間伐材、家畜糞尿、農業副産物等）、⑤特産的地域資源（山菜等の地域特産物）、⑥歴史的地域資源（地域の伝統的な技術、情報等）であると述べている。

永田は、第1に、「石油などの地下資源はいったんとりだしてしまえば、どこへでも自由に移転できる」が、地域資源は資源一般とは異なって「空間的に移転させることは全く不可能である」という意味で「非移転性」をもっている。そして、「地域的存在であるがゆえに、非移転資源は地域資源とよばれる」としている。第2に、「地域的に存在する資源（地域資源）」は「地域固有の生態系のなかに位置づけられている」ことから、「相互に有機的な連鎖性」があるとしている。第3に、「どこへでも移転して供給できる一般的な市場財とは基本的に異なって」、「非市場的性格」をもっているとしている。このように、地域資源は、「非移転性（地域性）」、「有機的連鎖性」、「非市場性」という3つの側面を有していると述べている⁽¹¹⁾。

次に法律についてみる。中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律(2007年制定)では、「地域産業資源」とは、①自然的経済的社会的条件からみて一体である地域の特産物として相当程度認識されている農林水産物又は鉱工業品、②鉱工業品の生産に係る技術、③文化財、自然の風景地、温泉その他の地域の観光資源として相当程度認識されているもの、と定義している。この法律では、地域資源を活用した観光事業活動を行うためには、観光資源は人びとに「相当程度認識されている」ことが必要と述べている。

以上のことから、資源の一部として地域的に存在している資源が地域資源であり、非移転性(地域性)、有機的連鎖性、非市場性という特性をもつことがわかる。地域資源のうち観光という面で有用性を発揮するものが観光資源であるということが出来る。また、事業活動を勘案すると、観光資源は人々に「相当程度認識されている」ことが必要といえよう。つまり観光資源とは、さまざまな原料・エネルギーを生み出す源泉である資源の一部として地域的に存在している地域資源のうち、観光面で人の働きかけによって有用性を発揮するものといえる。

では、観光資源とは具体的には何か。本稿では、観光資源を大きく自然観光資源、人文観光資源、複合的観光資源に区分してとらえている。自然観光資源は、山岳、高原、河川・峡谷・滝、湖沼、海洋、海岸、島嶼、温泉、動植物、自然現象(蜃気楼、雪等)などが該当する。人文観光資源は、史跡、古墳、神社・仏閣、城跡・城郭、旧宅・庭園、公園、歴史的建造物、年中行事(祭、催物)、文化財(絵画、彫刻、工芸等)、民俗文化(踊り、郷土芸能等)、食べ物などが該当する。複合的観光資源は、歴史的風土、歴史景観(旧街道・武家屋敷・土蔵の景観等)、都市景観(高層ビル景観、夜景等)、農山漁村景観(田園景観、朝市、町並み、棚田等)などが当てはまる。

(2) 観光行動論の観点

観光行動を起こす観光者(主体)の観点から観光資源の概念を考察する。ある地域に“自然豊かで美しい山”が存在していることが一部の人に知られていたとする。この山に至る道路が整備されていない時には、観光資源として魅力的な山へ行きたいと思っても、実際には限られた人しか行くことができなかった。この時点では、観光資源であるこの山は限られた人にとっての観光対象であり、観光対象=観光資源であった。

その後、この山へ至る道路が整備され、休憩施設、レストラン、情報施設等が順次整備されていくにしたがい、多数の人々が容易にアクセスし楽しめるようになった。この結果、観光資源であるこの山は、多数の人々の観光対象になった。つまり、多数の人々の欲求を充足したり、満足を満たす観光対象になった。この段階に至り、観光対象は、観光資源と観光施設(道路、休憩施設などの施設でサービスを含む)から構成されるようになった。

以上を整理すると、「観光主体である観光者の多様な欲求を喚起したり、欲求を充足させるための客体」⁽¹²⁾である観光対象は、限られた人しか利用できない段階では観光対象=観光資源であるが、多数の人々の利用が可能になった段階では、観光資源と観光施設(サービスを含む)から構成されるようになった。このことから、観光資源とは観光対象の素材、観光施設とは、観光資源を生かして「観光者の欲求充足に直接的に寄与する」施設⁽¹³⁾ということが出来る。観光対象に観光施設を含めない議論があるが、鉄道、ホテル、レストランなどが観光の目的物になることが多い現状をふまえると、観光施設を観光対象に含めて考えることは妥当であるといえよう⁽¹⁴⁾。

なお、観光資源は観光対象の素材であるということは重要な意味がある。『広辞苑 第六版』によれば、素材とは「①もととなる材料。原料。③芸術創作の材料となるもの」である⁽¹⁵⁾。つまり、観光資源は「ある」ものではなく「つくるもの」であるということをもふまれば、素材である観光資源を磨き、育てることにより、新たな価値を創造することが可能となるのである。

(3) 事業論の観点

わが国において観光資源という用語は、第一次大戦後にヨーロッパ諸国が行った国際観光事業を参考に、昭和の初めの経済不況対策として国際観光事業の重要性が叫ばれ、それに取り組んだ時に、一般産業における資源の語にならって採用された⁽¹⁶⁾。つまり、観光資源の概念は事業論の観点から採用されたのである。

ある地域にある“自然豊かで美しい山”という観光資源は、観光事業者（主体）からみると観光事業の対象（客体）である。山へのアクセス道路や休憩施設、レストラン等の観光施設も利益を生み出すという点で観光事業の対象である。すなわち、観光事業対象は観光資源と観光施設から構成され、観光資源は観光事業対象の素材といえることができる。

企業は収益性を追求して事業計画を策定し、その事業計画にもとづいて観光事業を行う。この意味で、観光資源とは「観光上の諸効果（経済的・社会的・文化的）の源泉として認識されるもの」であり、「一定の諸効果を期待することができない観光対象は観光資源とはいいたくない」といえることができる⁽¹⁷⁾。

ただし、事業計画の段階で「一定の諸効果」を期待することができない観光資源でも、事業環境の変化によって「一定の諸効果」を期待できるようになることもある。このような意味で、観光事業の対象とする観光資源を固定的ではなく、動的にとらえることが大切である。

3. 観光資源の価値

『広辞苑 第六版』によれば、価値とは「物事の役に立つ性質・程度。ねうち。効用」である。では、観光資源の価値、価値の大きさとは何か。観光者と観光事業の観点から考えてみたい。

観光対象は観光資源と観光施設から構成され、「観光主体である観光者の多様な欲求を喚起したり、欲求を充足させるための客体となる対象」⁽¹⁸⁾であることから、観光者の観点からみると、観光資源の価値の大きさは、観光者の欲求を充足している程度といえることができる。観光者の欲求の充足度が高い場合は観光資源の価値が高い、欲求の充足度が低い場合は観光資源の価値が低いとなる。つまり、観光資源の価値の大きさは、「個々人の情感や主観に基づいた効用価値（満足度合い）に基づいて評価される」⁽¹⁹⁾といえることができる。

観光事業の観点からみた観光資源の価値の大きさについて、小谷達男は「その観光資源を開発することによって生み出される観光上の諸効果（経済的・社会的・文化的）の大きさ」⁽²⁰⁾ととらえ、末武直義は、観光対象がもつ「観光事業面での機能の大きさ」ととらえている。末武は、観光事業面での機能とは、欲求充足機能と観光客誘引機能であるとして、欲求充足機能の大きさは、どれだけ多くの人々に大きな満足を与えうるかという大きさ、観光客誘引機能の大きさは、観光客をどれだけ多く集めうるかという誘引力の大きさと述べている⁽²¹⁾。

小谷の知見にもとづけば、観光事業の観点からの観光資源の価値の大きさは、観光資源の開

発によって生み出される経済的および社会文化的効果（効用の純増分）の大きさ、言い換えれば、地域社会へ及ぼす総合的な効果の大きさといえることができる。また、末武の知見にもとづけば、観光事業の観点からの観光資源の価値の大きさは、単純化していえば、観光客満足度×観光客誘引力ととらえることができるが、収益性との関連づけが困難である。

観光事業の観点からの観光資源の価値を、観光地間競争という観点からとらえることも可能である。資源ベースの経営戦略論の専門家は、企業が所有する資源の価値は、顧客デマンド充足性、希少性、専有可能性という3つの側面が交わる部分において創造されると述べている⁽²²⁾。本理論を援用すれば、観光資源が観光客の欲求を充足し、競合観光地による真似が困難で、生み出す利益を観光地が専有できるとき、その観光資源によって観光地に大きな価値が創造されることになる。つまり、他の観光地が真似をすることができないようなその観光地にしかない観光資源を創造することにより、観光地に大きな価値を生み出すことができるといえる。

なお、いかに優れた観光資源でも、「これが観光客にとり容易に接近し又十分に鑑賞し得る状態に置かれねば、その真価を發揮し得るものではない」⁽²³⁾ ことから、観光資源に対する評価は観光資源の価値のみで行われるのではなく、「関連施設の開発度、観光ルートとの関係など外的条件が加わって総合的に評価される」ことが必要である⁽²⁴⁾。学術的価値や文化財的価値が高くても、観光客の利便性や満足度などを高める取り組みが不十分な場合は、観光資源としての価値は低いのである。

4. 観光資源の特性

既にみたように観光資源は資源の一部として存在している。資源はさまざまな原料・エネルギーを生み出す源泉であり、人の働きかけによって有用性を発揮するものである。したがって、観光資源の特性の第1は、観光者や観光事業者に対する価値の創出、すなわち「価値創造性」をもつということである。

さらに、観光資源は地域資源の一部でもあることから、永田恵十郎が地域資源の定義および3つの側面としてあげた「非移転性（地域性）」、「有機的連鎖性」、「非市場性」が観光資源の特性ともいえる。なお、永田は「非移転性」の中に「地域性」を含めているが、筆者は、両者を区別した方が良くと考え、「非移転性」と「地域性」を分ける。

では、観光資源独自の特性は何か。前述したように、観光資源という用語は、昭和の初めに特に国際観光事業の重要性が叫ばれ、その経済的効果が注目されたときに、一般産業における資源の語にならって採用された。一般産業における資源は生産過程において消耗する性質をもっているが、観光資源の場合には、文化資源はいまでもなく、天然物に属するものでも、利用によって消耗することがないのである⁽²⁵⁾。このように、利用によって消耗しないこと、すなわち「非消耗性」が観光資源の特性としてあげられる。

観光資源の特性について、溝尾良隆・他は、「観光資源には、人間の力では簡単につくることができない固有性、独自性が求められており、場の代替性がきかないものであり、観光資源を適正に利用する限り消耗しないという特徴をもっている」と述べている⁽²⁶⁾。溝尾・他がいう固有性・独自性は、「地域性」に該当し、「場の非代替性」は永田恵十郎がいう「非移転性」の別の表現ととらえることができる。

また、鈴木忠義は、観光資源を利用するにあたって重要なこととして、①地域の自然と歴史・文化を尊重し、利用する、②希少性、固有性、個性化を發揮・創造して、何かで一番をつくり出すことを指摘している⁽²⁷⁾。鈴木がいう希少性、固有性、個性化は、溝尾・他がいう固有性・独自性ととらえることができる。

以上のことから、観光資源の特性は、①価値創造性、②地域性・固有性・独自性、③非移転性・非代替性、④有機的連鎖性、⑤非市場性、⑥非消耗性の6つに集約できる。

5. 小括

本章で考察した主な内容は以下のとおりである。

(1) 観光の定義

観光の概念は狭義および広義にとらえることができるが、観光事業を推進する観点からは、狭義の観光のとらえ方が重要である。総理府観光政策審議会答申をふまえ、「観光とは、自己の自由時間（余暇）の中で、日常生活圏を離れて行うレクリエーション」と定義できる。

(2) 観光資源の概念

資源論の観点。観光資源とは、さまざまな原料・エネルギーを生み出す源泉である資源の一部として地域的に存在している地域資源のうち、観光面で人の働きかけによって有用性を發揮するものであると規定できる。また、事業活動を勘案すると、観光資源は人々に「相当程度認識されている」ことが必要である。

観光行動論の観点。観光対象は「観光主体である観光者の多様な欲求を喚起したり、欲求を充足させるための客体」であり、観光対象は観光資源と観光施設から構成される。そして、観光資源は観光対象の素材、観光施設は観光資源を生かして「観光者の欲求充足に直接的に寄与する」施設であると規定できる。

事業論の観点。観光事業の対象は観光資源と観光施設から構成され、観光資源は観光事業対象の素材ということができる。企業は収益性を追求して観光事業を行う。この意味で、観光資源は「観光上の諸効果（経済的・社会的・文化的）の源泉として認識されるもの」であり、「一定の諸効果を期待することができない観光対象は観光資源とはいいがたい」ということができる。

(3) 観光資源の価値

観光資源の価値の大きさは、観光者の観点からみると、観光者の欲求を充足している程度、つまり「個々人の情感や主観に基づいた効用価値（満足の度合い）」の大きさである。観光事業の観点からみると、観光資源の開発によって生み出される経済的および社会文化的効果（効用の純増分）の大きさである。

(4) 観光資源の特性

観光資源の特性は、価値創造性、地域性・固有性・独自性、非移転性・非代替性、有機的連鎖性、非市場性、非消耗性の6つに集約できる。

第3章 観光資源の保護と利用の概念および利用の考え方と方法

1. 観光資源の保護の概念

(1) 辞典における保護の解説

観光関係の文献や文書等をみると、保護、保存、保全という用語が分野や文脈に応じて使い分けられている。たとえば、自然保全、文化財の保存、歴史的街並みの保全などの表現があげられる⁽¹⁾。観光資源研究を進めるうえで、これらの用語の概念を整理することは重要である。

『広辞苑 第六版』によると、保護とは「気をつけてまもること」、「かばうこと」、保存とは「そのままの状態を保って失わないこと」、「現状のままに維持すること」、保全とは「保護して安全にすること」である⁽²⁾。『大辞林 第三版』は、保護とは「危険・破壊・困難などが及ばないように、かばい守ること」、保存とは「そのままの状態であっておくこと」、保全とは「安全を保つこと」と述べている⁽³⁾。

2つの辞典から、保護とは「気をつけて守ること」、「かばい守ること」、保存とは「そのままの状態を保つこと」、「そのままの状態であっておくこと」、保全とは「安全を保つこと」といえる。しかし、辞典で各用語の違いを具体的に理解することは難しい。そこで、自然観光資源の場合と人文観光資源の場合に分けて、保護、保存、保全の概念を具体的にみる。

(2) 自然観光資源の保護の概念

『岩波 生物学辞典』は、自然保護 (nature conservation、nature protection) とは「狭義には、自然を保存するために人為などの破壊要因から自然を守ること、広義には自然 (天然) 資源の保全をも含めて広く自然を保護すること」、自然保全 (nature conservation、natural resource conservation) とは「自然 (天然) 資源を合理的に利用しつつ保護しようとする、自然保護 (広義) の一方式」と述べている⁽⁴⁾。

沼田真編『生態学辞典』は、自然保護 (nature protection、nature conservation) とは「保全 conservation と同じ意味に使うこともあるが、狭義では保全とは異なり、自然を人為などの外圧から守ること」と述べている。保全 (conservation) については次のように述べている。「自然・資源・環境などをよい状態に保つこと。自然保護 nature conservation と同義に用いるが、同じ日本語の当てられる nature protection とは異なる。自然・資源を合理的かつ上手に利用すること、という定義もある」。保存 (preservation) については、「保護しようとする現存の自然・生物集団をそのままの形で保存すること。reservation とほぼ同義」と述べている⁽⁵⁾。

これらの辞典から、自然保護 (nature protection、nature conservation) の概念は、狭義には保存 (preservation)、広義には保全 (conservation) といえよう。

広義の保全という概念について、沼田真・他は「原生林を伐採からまもり、鳥獣を狩猟からまもるのはまさしく protection であるが、放牧とのバランスによって成立するシバ草原を維持し、休猟期間を科学的基礎にたってきめて一定面積の植物的自然にふさわしい鳥獣の数を保つていこうとするのは、もはや単なる protection ではなく、自然を健全な状態に保とうとする conservation である」として、「conservation に対応する言葉としての自然保護では、常に開発と対立するわけではない」と述べている⁽⁶⁾。

次に、環境学が専門の鬼頭秀一は、以前から自然保護 (conservation) に関して「保全

(conservation)」と「保存 (preservation)」という二つの対立する考え方があったとして、著名な哲学者であるジョン・パスモアの二つの考え方についての定義を紹介している。鬼頭によると、パスモアは、「保全」とは「最終的には人間の将来の消費のために天然資源を保護する」という考え方であり、「保存」とは「生物の特定の種や原生自然を損傷や破壊から、人間のためというよりも、むしろ人間の活動を規制して保護しようという考え方」であるととらえている。パスモアの考えをふまえれば、「保護」という概念は、人間中心主義的な「保全」から、人間非中心主義的な「保存」までを含んだ幅広い概念であると理解できる⁽⁷⁾。

(3) 人文観光資源の保護の概念

文化財保護法(1950年制定)は、「文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もつて国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的」としている。つまり、文化財保護法が目的とするのは文化財の保存と活用であり、その目標は国民の文化的向上と世界文化の進歩に貢献することに置かれている。

では、保護、保存、活用はどのような関係にあるのだろうか。元文化庁の和田勝彦は次のように述べている。「文化財への制度上のアプローチを保存と活用の二つとしたのは、文化財は、それが破損・衰亡しないように保存することはもとより必要であるが、ただ消極的に保存されればよいというものではなく、積極的にその効用を發揮させ、さまざまな意味で活用できなければ意味がないと考えられたからであり、その二つを合わせて保護と意味づけているのである」⁽⁸⁾。つまり、保護とは「単に文化財を破壊や劣化から護る(保存する)だけではなく、それを人類の文化的向上発展のために活用することを内容とするものである」と和田は述べている⁽⁹⁾。

一方、元文化庁の根木昭は、「保護と保存の語は、明確に区分して用いられているとはいいがたいが、保護(protection)は、文化財を危険・破壊等の外界の影響から守ることをいい、保存(preservation)は、文化財の持つ価値を維持することをいう」と述べている⁽¹⁰⁾。

人々は、文化財を見たり、解説を聞くことを通じて、その価値を理解するとともに、文化財を保存・活用することの意義と重要性を理解する。住民にとっては地域の誇りの醸成にもなる。和田が言うように、文化財は活用されて初めて文化財保護という目的を達成することができる。文化財の保護において、保存と活用は車の両輪のようなものであり、どちらかが重視されるのではなく、保存と活用のバランスが良いことが重要であるといえよう。

2. 観光資源の利用の概念

(1) 辞典における利用の解説

観光関係の文献や文書等では、「保護」関係の用語と同様、利用、活用、利活用という用語が分野や文脈に応じて使い分けられている。たとえば、観光資源の有効活用、観光目的での利活用に資する文化財、美しい自然環境の観光資源としての利用促進などの表現があげられる⁽¹¹⁾。これらの用語の相違についてみてみたい。

『広辞苑 第六版』は、利用とは「利益になるように物を用いること」、「役に立つように用いること」と述べ、活用とは「活かして用いること」、「効果のあるように利用すること」と述べている⁽¹²⁾。『大辞林 第三版』は、利用とは「物の機能・利点を生かして用いること」、活用とは「物の

性質・働きが十分に発揮できるように使うこと」と述べている⁽¹³⁾。つまり、利用とは、事物の機能・利点を生かして役に立つように用いることといえる。一方、活用は、利用とほぼ同じ意味と考えられるが、効果のあるように積極的に利用することが強調されているようにも考えられる。

(2) 観光資源の利用の概念と観光開発との関係

観光資源の利用の概念に関する知見が少ない中で、小谷達男は、観光資源の利用とは「観光資源の特性に基づき、その顕在的あるいは潜在的な資源価値を引き出し、あるいは高めるための方策を実現すること」であり、観光資源の利用における一般的な開発手法は、「資源のあるがままの状態、観光上の便益機能を整備・促進することを原則としている」と述べている⁽¹⁴⁾。小谷のいう「顕在的あるいは潜在的な資源価値」は、「観光客の欲求の喚起や充足、観光上の諸効果の創出」に役立つことによって生まれる。つまり、観光資源の利用とは、観光資源の機能や利点を生かして、観光客の欲求の喚起や充足、観光上の諸効果の創出を図るための方策を実施することと言い換えることができる。

観光資源の利用という用語は、観光開発、観光資源開発という用語と関連して用いられることが多いことから、観光開発、観光資源開発、観光資源利用の関係を整理することが重要である。

観光開発という用語は、観光資源の発掘・利用、観光施設の整備、リゾート開発までを含んだ広い概念ととらえる知見が多い。たとえば、次のようなとらえ方があげられる⁽¹⁵⁾。

「観光利用をめぐるのは、近年、サステイナブル・ツーリズムとして、グリーン・ツーリズム、エコツーリズムなどの形態が提唱されている。これらは、大規模なリゾート開発に代表されるような、これまでの資源浪費的な観光開発のあり方に対して、地域の自然資源、文化資源を基盤とした、地域住民による小規模な開発で、環境保全に最大限に配慮することを強調するところに特徴がある」。

末武直義は、観光開発の概念について、一つは観光資源の開発、すなわち「観光資源を整備しそれを一般観光利用に供する」という見方、もう一つは広義の意味で、「観光資源の活用化と観光関連機能を持つ各種観光施設の設置」による「観光レクリエーション・エリア」の形成という見方をあげており、観光開発を狭義と広義の意味でとらえている⁽¹⁶⁾。

一方、小谷達男は、観光開発とは「観光事業によって生み出される観光上の諸効果をあげることを目的とした開発行為」であり、基本的な内容は、①資源の利用（主として観光上の便益機能の整備・促進）、②資源の復元（主として歴史的文化遺産の発掘、復元および自然景観（植生）の復元）、③資源の創出（主として観光対象としての建造物や鑑賞・遊覧施設などの新設）の3つに分けることができるとしたうえで、観光開発は「資源の利用」に関する行為が中心であり、「資源の復元」や「資源の創出」に関する行為は例外的である」と断じている。その理由として、「観光事業は本来、所与の資源に依存して成立する特性を有しており、観光開発はもっぱら資源の利用に終始してきた」ことをあげている⁽¹⁷⁾。このように、小谷が考える観光開発とは、資源の利用が中心である。

以上のように、観光開発のとらえ方は識者によって異なるが、狭義では観光資源の開発、すなわち観光資源の利用、広義では観光資源の開発から観光施設開発やリゾート開発までを含む概念ととらえることができる。

3. 観光資源の利用の考え方と方法

(1) 利用の考え方

観光資源の特性を、価値創造性、地域性・固有性・独自性、非移転性・非代替性、有機的連鎖性、非市場性、非消耗性の6つに集約した。以上の特性をふまえた観光資源利用の考え方を考察する。

第1の特性である価値創造性とは、観光資源の従来価値にこだわらずに、観光をめぐる環境の変化に対応して新しい価値をつくっていくことが重要であるということである。このため、観光事業の主たるターゲットを明確にして対象とする顧客（観光客）のニーズを把握し、顧客の満足度を高める新しい価値の創造と提供を行うとともに、価値の情報発信に努めることが大切である。

第2の特性である地域性・固有性・独自性とは、観光資源が存在してきた理由、履歴、存在意義を的確に把握し、観光資源の機能や長所を生かした利用を行うことが重要であるということである。このため、観光資源の機能や長所を磨き、育て、独自の価値や魅力を創造していくことが必要である。このことは観光資源利用の差別化ともいえる。差別化を図るためには、単体での差別化だけでなく、ハードとソフトが一体となった地域独自のシステムとしての差別化を図ることが大切である。

第3の特性である非移転性・非代替性とは、観光資源は他の地域に移動することができない、他の観光資源で代替することができないということである。このため、第2の特性と重複するが、観光客が当該地域に来たくなるような、つまりわざわざ来てくれるような「ここにしかない」独自の価値創造を行うとともに、話題性を高めることが大切である。特に今日、話題性の発信はきわめて重要であり、効果的な情報発信戦略によって、非日常的な観光体験を求める観光客を広範な地域から誘致することが可能となる。

第4の特性である有機的連鎖性とは、観光資源は他の観光資源や地域資源と多面的につながりながら地域に存在しているということである。このことを観光客にわかりやすく伝えるためには、観光資源や地域資源を一つのストーリーでつないで示すことのできるわかりやすいコンセプトやキーワードの創造が大切である。

第5の特性である非市場性とは、観光資源は市場で売買できない、市場のメカニズムになじまないということである。地域の人々が観光資源を個人が勝手に占有したり利用することはできない、観光資源は地域住民や国民の共通の資産であるという認識を共有し、観光資源の保護と利用を図ることが重要である。

第6の特性である非消耗性とは、観光資源は適正に利用する限り消耗しないということである。しかし、わが国の観光資源の保護・利用の歴史を振り返ると、観光資源に大きな負荷を及ぼす取り組みが行われてきたことは否定できない。観光資源は一度破壊されると復元に多くの時間と労力が必要になる。時には復元できなくなることもある。過剰利用を避けた適正な保護と利用を図るとともに、観光資源のライフサイクルをふまえて劣化の防止や品質向上などの維持管理を図ることが重要である。

以上、観光資源の特性をふまえた観光資源利用の考え方を述べた。観光資源の保護と利用をバランス良く行うためには、観光事業者は地域の歴史・文化、わが国の経済社会の変化、観光をめ

ぐる状況や観光者のニーズの変化などを理解し、広い視野から多様な見方を行うことが重要である。さらに、「地域資源の的確な評価は、地域を相対化してはじめて可能になる」⁽¹⁸⁾ことから、外部の人の見方やノウハウを活用することがきわめて大切である。

(2) 利用の方法

観光資源利用の基本的方向は、今ある観光資源や地域資源の見直しと、埋もれている地域資源の掘り起しである⁽¹⁹⁾。その方法は4つに整理できる。

第1に、観光利用している観光資源の魅力を高める（観光資源の魅力向上）である。観光資源の現在の基本的機能や役割を変えずに、それを更に充実したり、新しい魅力を作り出すことである。各地で行われている冬のイルミネーション、ライトアップ、灯籠設置、冬の花火打ち上げなどがあげられ、既存の観光資源への新しい要素の付加、観光資源の組み合わせなどといえる。

第2に、観光資源を見直して新しい観光利用を行う（観光資源の新しい観光利用）である。整備後の時間の経過の中で観光資源の価値が低下し、観光客数が減少している観光資源を見直して、観光客のニーズの変化に対応できる観光資源として新しく作り変える、創造するということである。経済成長期に整備した民俗村の見直しなどがあげられる。

第3に、観光利用していない地域資源の観光利用を行う（地域資源の観光利用）である。現在利用していない自然や歴史的建造物（工場、倉庫、発電所、銀行など）、地域の誇るべき大切な文化・手仕事・生業などに光を当て、これらの地域資源を観光という観点から見直し、新しい観光利用を図ることである。歴史的な工場のホテルへの転用、レンガ造りの倉庫のレストランへの転用、古い発電所の美術館への転用、刺し子で刺繍した野良着の再評価と観光資源としての利用などがあげられる。

第4に、地域資源を掘り起し観光利用を行う（地域資源の掘り起しと観光利用）である。なくなったもの、使われなくなったもの、見向きもされていないものを掘り起したり、もう一度作り出し、時代の潮流をふまえて新しい観点から価値を評価し、観光利用を図ることである。雪という地域資源をエネルギーとして利用した産業観光施設の整備、野生のカイコである天蚕を飼育する里山での交流活動などがあげられる。

4. 小括

本章で考察した主な内容は以下のとおりである。

(1) 観光資源の保護の概念

自然保護(nature protection、nature conservation)の概念は、狭義には保存(preservation)、広義には保全(conservation)ととらえることができ、広義の保全という概念に対応する言葉としての自然保護では、常に開発と対立するわけではない。

また、ジョン・パスモアの定義をふまえれば、「保護」という概念は、人間中心主義的な「保全」から人間非中心主義的な「保存」までを含んだ幅広い概念であると理解できる。

文化財保護法は、文化財を保存し、且つ、その活用を図ることを目的としている。これは、文化財は活用されて初めて文化財保護という目的を達成することができるという考え方である。文化財の保護において保存と活用のバランスが良いことが重要である。

(2) 観光資源の利用の概念

観光資源の利用とは、観光資源の機能や利点を生かして、観光客の欲求の喚起や充足、観光上の諸効果の創出を図るための方策を実施することである。

観光開発のとらえ方は研究者によって異なるが、狭義では観光資源の開発、すなわち観光資源の利用、広義では観光資源の開発から観光施設開発やリゾート開発までを含む概念にとらえることができる。

(3) 観光資源の利用の考え方と方法

観光資源の特性をふまえた利用の考え方は、第1に観光をめぐる環境の変化に対応して新しい価値をつくっていくこと（価値創造性）、第2に観光資源の機能や長所を生かした独自の価値を創造していくこと（地域性・固有性・独自性）である。第3に観光者が当該地域に来たくなるような「ここにしかない」独自の価値創造を行うとともに、話題性を高めること（非移転性・非代替性）である。第4に観光資源や地域資源を一つのストーリーでつないで示すことのできるわかりやすいコンセプトやキーワードを創造すること（有機的連鎖性）である。第5に観光資源は地域住民や国民の共通の資産であるという共通認識のもとに、地域の人々が連携して観光資源の保護と利用を図ること（非市場性）、第6に過剰利用を避けた適正な保護と利用を図るとともに、観光資源のライフサイクルをふまえた維持管理を図ること（非消耗性）である。

利用の方法は、①観光利用している観光資源の魅力をも高める（観光資源の魅力向上）、②観光資源を見直して新しい観光利用を行う（観光資源の新しい観光利用）、③観光利用していない地域資源の観光利用を行う（地域資源の観光利用）、④地域資源を掘り起し観光利用を行う（地域資源の掘り起しと観光利用）である。

第4章 観光資源の保護と利用に関する取り組み

1. 自然観光資源

(1) 自然公園

国立公園では自然公園法によって保護と利用を適正に行うための措置が講じられているが、保護と利用の問題が指摘されている国立公園もある。ここでは、保護と利用の問題の性格が異なる屋久島と上高地を取り上げて、国立公園における保護と利用の取り組みの状況と課題をみる。

屋久島は1993年に日本初の世界自然遺産に登録された。世界自然遺産地域は島の約20%で、ほとんどの地域が国有林である。屋久島原生自然環境保全地域、屋久島国立公園の特別保護地区および第1種特別地域、屋久島森林生態系保護地域が重複している。世界自然遺産地域には国指定の特別天然記念物「屋久島スギ原生林」も含まれる⁽¹⁾。

屋久島の入込者数は、昭和の時代は10万人強で推移したが、1989年に九州本土と島をつなぐ高速船が就航すると、1991年に20万人、2007年に40万人強となったが、2008年以降は減少傾向に転じ、2015年は28万人弱となっている⁽²⁾。世界自然遺産登録時、年間1万人だった登山者は、現在は9～10万人台と大きく増加した⁽³⁾。

環境省の田中準は、利用者の増加が世界遺産と周囲の国立公園にもたらした課題として、①駐

車車両による登山口の混雑や通行支障、②縄文杉など特定の場所での利用の集中、③登山道や山小屋周辺での踏みつけ等による植生への影響や裸地化、④浸食による登山道荒廃、登山道等の老朽化、⑤トイレの不足、⑥し尿による環境汚染、し尿処理コストの増加、⑦餌やりやごみ捨てなどのマナー問題、⑧怪我や遭難などの事故をあげている。主な未解決課題は、「特定の場所への利用集中から生じる混雑と雰囲気喪失、施設の老朽化、浸食による登山道荒廃、山岳トイレのし尿処理」であると述べている⁽⁴⁾。

これらの課題を解決して保護と利用を適正に行うために、利用規制としてマイカー規制の実施と登山バスの運行、保護施設整備として木道や植生保護デッキの整備など、利用施設整備としてトイレなどの整備および携帯トイレの導入、生態系維持回復事業としてヤクシカの個体管理による植生保護などを実施している⁽⁵⁾。

現在、登山道周辺に放置されるごみはほとんどなくなったが、し尿問題は大きな課題である⁽⁶⁾。現在、トイレのし尿は里に搬出している。搬出費用は「世界自然遺産屋久島山岳部環境保全協力金」から賄っている。し尿搬出不要で環境負荷量が少ないトイレの試験的整備や簡易トイレの普及も進めている。屋久島の山岳トイレ問題は、「当面、協力金を活用したし尿搬出と携帯トイレ等による山中のし尿量抑制を中心に対処していく」と田中は述べている⁽⁷⁾。

屋久島では増大する入込者数や登山者数への対応に追われてきたといわれている。広範な利用者が自然を楽しむことができる利用の基本的方向を明らかにし、適正な方策を実施することが必要であると指摘されている。

一方、上高地は屋久島とは違った問題を抱えている。上高地は中部山岳国立公園の一部であり、特別保護地区に指定されている。さらに、特別名勝および特別天然記念物にも指定されている。

上高地では、民間団体が美化清掃、外来種の除去活動、歩道などの維持補修、自然解説、利用者指導、動植物の調査など様々な活動を行ってきた。また、自然環境を保全し、利用の快適性と安全確保を図るため、1975年から自動車利用適正化（マイカー規制）が行われてきた⁽⁸⁾。

このような取り組みを通して上高地の豊かな自然の保護と利用が適正に行われてきたが、研究者からは梓川本川での堤防・護岸工事や帯工の設置、支谷での砂防ダム工事や護岸工の設置など災害防止のための土木工事による問題が指摘されている。研究者は、上高地では「さまざまな自然の改変がおこなわれており、生物多様性の保全が十分図られているとはいえない」と述べている。上高地は「さまざまな時空間スケールでの斜面変動、河川地形変化、植生変化が複雑に関連し合いながら景観をつくりだしている貴重な場所」であり、上高地の自然の価値の一つは、「自然のシステムが動的平衡を保ちながら維持されてきたこと」であることから、景観が「良好な状態に保てるよう適切な公園管理をおこなわなければならない」と研究者は指摘している⁽⁹⁾。

和田美貴代も同様の指摘をしている。上高地で行われている護岸工事や河道内での仮設建造物の設置などは二重の意味で問題であるという。第1に、上高地では自然公園法により無断で植物の採取や土地の形状の変更を行うことが禁止されている、第2に、上高地の河畔林は扇状地の河畔林の特性を残す貴重な森林であり、開発行為は「森に対する梓川の破壊作用を止めると同時に、河原に芽生えた先駆樹種の実生や稚樹の群落を破壊してしまうことになる」。和田は「貴重な河畔林を残していくために重要なことは、森林を保護することでなく、梓川の流れを維持し、河畔林への影響を存続させることである」と述べている⁽¹⁰⁾。

このように、上高地では土木工事による自然への影響が指摘されており、「自然のシステムが動的平衡を保ちながら維持されて」現在の景観が存在しているという観点に立って、自然の保護と利用を適正に講じることが求められている。

(2) その他の自然観光資源

ここでは、主として利用の観点から自然観光資源の保護と利用の状況をみる。取り上げた事例は、新しい発想で自然の利用を行っている地域である。

はじめに、高知県黒潮町の「砂浜美術館 (SEASIDE GALLERY)」を取り上げる。黒潮町は高知県の西南部に位置し、太平洋に面している。海岸には長さ約 4 km、幅 200m におよぶ町のシンボリックな存在である白砂青松の入野浜がある。「砂浜美術館」はこの入野浜にある。温暖な気象条件を生かし、砂地を利用してラッキョウ栽培が行われてきたが、4 キロメートルの砂浜は活用を持て余していた。ニタリクジラは漁の邪魔者だった⁽¹¹⁾。

1989 年 5 月、町長、役場職員、デザイナーの梅原真の議論の中で「砂浜美術館」のコンセプトが固まり、同年「砂浜美術館」がオープンした⁽¹²⁾。しかし、砂浜は地域にとって当たり前のことで、住民は「砂浜美術館」という考え方を実感できなかった⁽¹³⁾。

「私たちの町には美術館がありません。美しい砂浜が美術館です」。これが砂浜美術館のコンセプトである。「ものの見方を変えると、いろいろな発想がわいてくる。4 キロメートルの砂浜を頭の中で「美術館」にすることで、新しい創造力がわいてくる」というこれまでになかった発想である。バラバラに存在する町の風景や地域資源を「砂浜美術館というフィルターを通して眺めた瞬間」、それらが有機的につながり、「すべてが魅力的な作品」に変化した。「砂浜美術館というたった一つの言葉がものの見方を変えるスイッチになった」のであった⁽¹⁴⁾。

「砂浜美術館」では 1989 年 8 月に 1 回目の「T シャツアート展」が開催された。その後、漂流物展が始まり、エコツーリズム研究会が発足し、漂流物学会が発足した。2003 年には、NPO 法人砂浜美術館が誕生した。その後、砂浜美術館のコンセプトは各地に広がるとともに、新しいプロジェクトも始まった⁽¹⁵⁾。

広い砂浜にたたずんで砂浜の風景を眺めていると、新しい創造力や発想がわき、打ち上げられた流木などが意味のあるものにみえてくる。風景を見る者は、受動的な存在から能動的な主体に変化し、風景との関係は一方向の関係から双方向の関係になる。ものの見方を変えることによって、どこにでもある地域資源はここにしかない観光資源になった。「砂浜美術館」のコンセプトは、成熟社会における観光資源の新しい利用のあり方を示唆するものである。

次に、新潟県南魚沼市の「魚沼の里 八海山雪室」をみる。「魚沼の里」は新潟県南魚沼市に位置し、八海山麓の田園に囲まれた里山にある。八海醸造(株)の酒蔵を中心に「八海山雪室」、菓子処「さとや」、「そば屋 長森」などが点在する。それぞれの施設の内容、商品、サービスの質はきわめて高い。地元新潟県を中心に関東など各地から多くの人びとが訪れている。

2013 年 7 月 11 日にオープンした「八海山雪室」は、1,000 リットルの雪を保存する貯雪室と最大 40 万リットルの酒を最長で 5 年間保存することができる雪中貯蔵庫を備える自然対流式の雪室である。雪中貯蔵庫の 4~5 度の冷風は雪温熟成室と雪温庫へ送られ、この 2 室の冷房を行っている⁽¹⁶⁾。「八海山雪室」内には焼酎貯蔵庫や売店「雪室 千年こうじや」、カフェ、キッチン雑貨店

「okatte」などがある。「雪室 千年こうじや」では、新潟県内の食品を一堂に集めて紹介・販売し、「okatte」では、日本各地の優れたお勝手（キッチン）用品を紹介・販売している。

「八海山雪室」では、地域の人々にやっかいなものにとらえられがちな「雪」と雪国の暮らしで使われていた「雪室」が再評価され、伝統的なエネルギー技術が新たに自然エネルギーとして活用されている。観光者は雪中貯蔵庫体感ツアーで、「雪」がエネルギーとして使われるシステムに驚き、感動する。「雪」という地域資源および「貯雪室」は観光者の観光対象に転化している。

雪中貯蔵庫体感ツアーのガイド（職員）は、東日本大震災の経験をふまえてこのような発想に至ったと説明している。観光者は説明を通じて企業の志や思いを知り、企業の理解者、応援者になっていく。「八海山雪室」の取り組みは、産業観光施設を整備するにあたって、人びとが共感する理念とコンセプトがいかにかに重要であるか、そして理念とコンセプトが明確であれば、地域資源の掘り起しと新しい利用ができることを見事に示している。

2. 人文観光資源

(1) 文化財

ここでは、有形文化財（建造物）と民俗文化財について保存と活用の状況を見る。保存と活用に関する取り組みや問題が比較的顕著な富山市と高山市の事例を取り上げる。

「旧森家住宅」は富山市北部の神通川河口部に位置する東岩瀬町にある。岩瀬は日本海で活躍した北前船が寄港する交易地として栄えた町であり、北前船主は岩瀬に多くの富と文化をもたらした。「旧森家住宅」は1878年に建築されたもので、当時のたたずまいを残す東岩瀬廻船問屋型町家の一つである。この建物は最盛期の森家の財力を示すものであり、1994年に国指定重要文化財となった⁽¹⁷⁾。「旧森家住宅」は森家から富山市に無償譲渡され、現在は富山市が所有・管理している。2015年の入館者数は51,971人であった⁽¹⁸⁾。

「旧森家住宅」の国の重要文化財指定は岩瀬地区のまちづくりに大きな影響を及ぼした。岩瀬地区は、工場の撤退や縮小などで人口が急激に減少し、地域の活気が低下するとともに、建造物も荒廃していった。このような中で、「旧森家住宅」が重要文化財に指定されたのを契機に、2004年8月、地元の酒造店の若手経営者が中心になり、有志で岩瀬まちづくり株式会社を設立し、伝統的建造物の修復・保全を開始した。岩瀬まちづくり株式会社は、岩瀬の建物を取得し再生するだけでなく、工芸作家や飲食店に格安で貸すことで人の賑わいを創出してきた。地元経済界や旅館、小売店などもまちづくりに協力を惜しまなかった。富山市は町並み修景等の整備事業を開始した。このような取り組みの進展により、大町通りには優れた町並みが形成され、観光客も増加し、現在、富山市の重要な観光地となっている⁽¹⁹⁾。

「旧森家住宅」は、人々に岩瀬地区の歴史と往時の繁栄を伝えるという役割を果たしながら、大町通りの町並み整備の核となってきた。このように、歴史的建造物は修景・保存されるだけでなく、地域の歴史や文化を語り伝える場として活用するとともに、持続可能なまちづくりの核としての役割を果たしていくことが重要である。

次に、高山祭についてみる⁽²⁰⁾。高山祭は、春の高山祭といわれる日枝神社の山王祭、秋の高山祭といわれる櫻山八幡宮の八幡祭の両方の祭りを総称している。これらの祭りの起源は16世紀後半から17世紀頃とされている。「高山祭の屋台行事」は1979年に重要無形民俗文化財に指定さ

れ、2016年には「高山祭の屋台行事」を含む33件がユネスコ無形文化遺産「山・鉾・屋台行事」に登録された

高山屋台保存会（1951年設立）が高山祭の保存と活用の中心的な役割を果たし、屋台については地縁集団である屋台組が保存管理および屋台行事を担っている。高山祭の屋台は、大工、漆塗師、金具師、彫刻師など多くの匠たちの技が大成したものであり、高山・祭屋台保存技術協同組合（1981年設立）が屋台の修理工事を行っている。

伝統ある観光資源である高山祭も少子化・高齢化・人口減少という経済社会の流れの影響を受け、屋台組内の少子高齢化が顕著になっている。世帯数が大幅に減少した組、10軒以下で1台を担う組、曳き手が足りず県外の人に応援してもらおう組などがあるという。また、国、高山市、神社が屋台などの修繕費を補助しているが、それでも地元の費用負担は重いという。

このような状況を受けて、世界に誇れる大切な歴史・文化遺産である高山祭を地域全体で守っていくために、地道な取り組みが始まっている。屋台行事の担い手である子供たちの育成のために、月1回の祭囃子の練習と合わせて屋台組の歴史を学習している組、総合学習の時間に獅子舞の授業を行う小学校、祭笛クラブを結成し屋台行事の担い手育成を図る小学校などがある。

山や鉾や屋台を中心とする祭礼行事では、屋台の曳き手、太鼓や笛の演者、踊り手などが揃わなければ祭を実施することができない。地域社会に伝統を大切にしている心、助け合い精神、連帯感があることによって祭りの実施が可能となる。祭礼行事の保存と活用のためには、地域社会のつながりを大切にしながら、不足している人材を地域外に求め、支援・協力してもらおう取り組みが重要になっている。

（2）その他の人文観光資源

ここでは、主として活用の観点から人文観光資源の保存と活用の状況をみる。地域の歴史・暮らし・文化を大切にその保存と活用を図ってきた愛知県と福井県の2つの地域を取り上げる。

はじめに愛知県豊田市足助町の「三州足助屋敷」を取り上げる⁽²¹⁾。足助町は愛知県の東部に位置する中山間地域である。江戸時代、塩の道として三河湾の物資を信州や美濃方面へと運ぶ中馬街道の宿場町として栄えた。2005年に隣接する豊田市と合併した。

1970年代初頭に観光客が大幅に増加する中で、役場職員だった小沢庄一は「保全を開発とするまちづくり—古いものを大切にしながら新しいものを生み出していくまちづくり」を提示した⁽²²⁾。このような中で1980年、明治期の庄屋屋敷を再現した「三州足助屋敷」が香嵐渓内にオープンした。「三州足助屋敷」は、三河の山村の自給自足の生活を再現したお年寄りたちが主体の「生きた民俗資料館」として開発された。手づくりの暮らしには豊かさがあつた。足助町の歴史や文化が壊され捨てられている中で、足助町が培ってきた歴史や文化を復活し、それを情報発信し、現代社会に問いかける場とする。これが「三州足助屋敷」開発の考え方であった。

ここでは、山村の11の手仕事が高齢者たちによって実演されている。手仕事は2つにわけられる。一つは農業の副業である機織り・わら細工・紙漉き・炭焼き・紺屋、もう一つは専門の職業である桶屋・傘屋・鍛冶屋・木地屋・かご屋である。オープン当時は手仕事を生業としている職人が実演していたことからきわめて迫力があつた。1988年から1993年にかけて、炭、藁と竹、木地屋、織り、漆、竹をテーマに6回にわたって「足助屋敷からの生活提案シリーズ」を実施した。

1980年の開館以降入館者は年々増加し、1995年のピーク時には年間約18万5千人となったが、翌1996年以降入館者数の減少が続き、近年は6万人弱となっている。

時代の潮流と人々のニーズを的確に把握し、山村の生活文化を見直し、新たに価値づけを行った「三州足助屋敷」は、観光はもちろん、伝統産業や文化への刺激、お年寄りに対する仕事を通じた生きがいの場の提供等、足助町の経済と文化にはかり知れない貢献をなした。同時に、各地の観光振興の取り組みにも大きな影響を及ぼした。しかし、1990年代半ば以降、低成長の時代にふさわしい新しいメッセージや取り組みがなされなかったことから話題性がなくなった。手仕事を生業とする職人もいなくなった。

どのような観光資源や観光施設にも、導入期、成長期、成熟期、衰退期の4つの段階に至るライフサイクルがある。ライフサイクルを的確にとらえた見直しと新しい魅力の創造が大切であることを「三州足助屋敷」の歴史は示しているといえよう。

次に、福井県坂井市三国湊における観光資源の活用をみる⁽²³⁾。三国湊は九頭竜川の河口にあり、市街地の北には東尋坊、雄島がある。江戸時代に西廻り海運の発達により栄えた全国有数の港町で、最盛期には年間2300艘が入港した。

近年、坂井市は港町の繁栄を物語る旧森田銀行の建物や町家を保存し、国の補助事業を活用して、港町の風景に合わせて民家、小公園、公共施設、街路を修理・修景してきた。九頭竜川沿いの水際空間や三国港駅舎の整備等も実施してきた。

一方民間は、1999年に「三國湊會所21C」、2000年には「みくに歴史を生かすまちづくり推進協議会」を発足させ、三国北前ストリームの実施、三国の歴史文化謂れ書きの設置などを行ってきた。2004年には「三國湊魅力づくりプロジェクト」を発足させ、三国きたまえ通り市の開催、三国湊町家館・旧岸名家の運営管理受託などを行ってきた。2010年には伝統芸能（三國節）をさらに発展させるために三國湊帯のまち流しを創設し、2012年には「一般社団法人三國會所」を設立し、市の施設の指定管理受託、町家活用フォーラムの開催、詩歌文学館の設置、空き家を改修したゲストハウスの整備などを行ってきた。

このように、三国湊における観光資源の活用は、銀行や町家の保存と新たな活用、町並みの修景、海運の歴史資料館や詩歌文学館の設置など、三国湊の歴史の掘り起しと観光活用、伝統芸能の革新などに特徴がみられる。取り組みが進んだ理由として、国や県の支援、民間と市の連携、民間推進組織の設立、豊富な人材と内部の「よそ者」による適切なアドバイス、経歴・個性・考え方の違う数名のリーダーの緩やかな連携、そして大学教授、専門家などの外部の人材の活用などがあげられる。

三国湊では、地域の歴史・文化を掘り起し、それを活かして新しい個性的なまちづくりを進めてきた。今後、独自性をさらに高めるためには、人びとが共感する理念やコンセプトをつくり、豊富に存在する個性的な地域資源をさらに磨き、組合せ、活用して、三国湊にしかない魅力を創造することが望まれる。

3. 複合的観光資源

(1) 伝統的建造物群保存地区

伝統的建造物群は文化財保護法で規定する文化財の一つであり、周囲の環境と一体をなして歴

史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値の高いものをいう。市町村は歴史的なまとまりをもつ地区を伝統的建造物群保存地区（以下、伝建地区と呼ぶ）として決定し、保存条例にもとづき保存計画を定める。国は市町村からの申出にもとづき、わが国にとって特に価値が高いと判断されるものを重要伝統的建造物群保存地区（以下、重伝建地区と呼ぶ）に選定する。重伝建地区に選定されることにより、伝統的建造物の改修が進むことが期待される。

伝建地区内で建築物等の新築、増築、改築、移転又は除却などの現状変更行為を行う場合には、市町村の条例によって規制されている。このことが、生活する人々にとっては、住みにくい、建て替えなどが自由にできない、保存と生活の両立が難しい等の不満となっている。

近年は、伝建地区において若者の流出、少子化・高齢化、人口減少が進み、空き家および空き地が増えている。放置され傷みが激しい空き家、朽ち果てた空き家など、空き家の老朽化が深刻である⁽²⁴⁾。また、地区内での世代交代や入れ替わりが進むにつれて、保存しながら活用していくというこれまでの考え方を継承できるかという深刻な問題もある⁽²⁵⁾。さらに、伝統的建造物の改修を上回る速さで空き家が増えていることや、地方自治体の財政が厳しい中で長期にわたって改修を続けられるかということが指摘されている⁽²⁶⁾。

一方、伝建地区は、その歴史的な景観や独特の雰囲気から、観光客にとって魅力的な観光対象である。多くの観光客が各地の伝建地区を訪れており、観光客数が多い伝建地区では飲食店や土産品店などの観光関連店舗が営業している。

空き家問題の深刻化と観光客の増加という状況の中で、伝建地区の保存と活用を図っていくためには何が必要だろうか。第1に、伝建地区の意義と重要性を理解した移住者を確保することがなによりも重要である。第2に、空き家対策と観光振興施策を総合的に実施することが大切である。このためには、伝建地区を含む当該市町村の観光まちづくりを推進する組織の構築と専門的な能力を有する人材の確保が必要である。

（2）文化的景観

文化的景観は文化財保護法で規定する文化財の一つであり、地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないものをいう。文化的景観の中でも特に重要なものは、都道府県または市町村の申出にもとづき、国が重要文化的景観に選定する。景観に対する人々の理解が浸透してきたとはいえ、文化的景観の保存を取り巻く状況は厳しい。

富山県西部に広がる砺波平野は農家が一軒一軒離れて点在する典型的な散村で、その風景は日本の稲作農村を代表する景観の一つといわれる。屋敷林（カイニヨ）、伝統的家屋、水田が調和を保って存在することにより美しい散村景観が維持されてきたが、若者の流出・人口減少・高齢化の進行、伝統的家屋に対する若い世代の意識の低下などにより散村景観の変容が続いている⁽²⁷⁾。

砺波市立砺波散村地域研究所が行った調査（2000年）によると、砺波平野の屋敷林所有者の多くは、家族で屋敷林を育てていきたいが、技術や労力が不足し、経費がかさむことから、できれば公的な援助が欲しいと思っている⁽²⁸⁾。また、砺波市教育委員会が砺波市民に行った調査（2009年）によると、「散村景観を守り後世へ引き継ぐ必要がある」と答えた市民は約7割なのに対し、「消滅してもしかたがない」と答えた市民は2割強もいる。その理由は、「所有者の自由にすべ

き」、「膨大な負担が必要」が上位を占めている⁽²⁹⁾。

このように、砺波平野では、屋敷林を家族だけで守ることは困難になっている。このため、個人の責任で屋敷林を守るという発想を転換し、屋敷林を地域および国民の大切な資産として位置づけ、地域外の支援・協力を視野にいれながら、地域の行政・住民・民間組織などが連携して地域全体で屋敷林を保全する取り組みが求められている⁽³⁰⁾。

次に輪島市大沢集落・上大沢集落についてみる。大沢集落・上大沢集落は輪島市の西方の日本海に面している。この地域には「間垣」という独自の生け垣がある⁽³¹⁾。間垣とは外浦地域特有の日本海からの強い北風から集落を守るための垣根であり、材料には多湿環境に自生するニガタケと呼ばれるマダケが使われている。

大沢集落・上大沢集落では、住民らが保存会をつくり間垣の補修などを続けているが、間垣の維持管理は年々難しくなっている。少子高齢化で各戸の担い手が減少していること、ニガタケが周辺に不足し材料の入手が困難になっていること、旧来の材料・工法での改修に高額のコストがかかることなどが理由である。この結果、手入れの手間が少ない板塀やコンクリートブロック塀等への代替が進んでいる。

このような状況の中で、間垣の改修を個人の負担にしないという観点から輪島市と保存会が協力して景観を維持していく方法を模索している。間垣改修費用に対する市からの補助、外部の協力者と地域の人々が協働して改修作業を実施する仕組みづくり、輪島市がニガタケの移植・育成・刈り取りを実施し地元へ材料を提供する取り組みなどが実施されている。

上記の2つの事例は、文化的景観の保存のためには、地域の人々が景観の公共性原則を理解してその価値を共有し、文化的景観を地域資産、国民の資産ととらえた共同の取り組みを行うことが求められていることを示唆している。個人負担という発想を変え、多様な主体が協働して保存を行っていく新しい仕組みづくりが必要になっているともいえよう。

さらに、文化的景観が保存されていくためには、地域における人々の生活を支える生業が持続的に維持されていく必要がある。時代の変化をふまえ、生業などの地域産業の新たな付加価値創造がきわめて重要になっているといえよう。

4. 小括

本章で考察した主な内容は以下のとおりである。

(1) 自然観光資源

屋久島は、特定エリアへの利用の集中により保護と利用のバランスが崩れ、し尿問題をはじめとしてさまざまな問題が発生している。今後は、特定エリアへの集中を分散化し、多くの観光者が利用できるあり方を検討し、保護と利用の適正な方策を講じていくことが望まれている。

一方、上高地は、河川等での土木工事によって自然の改変が進み、森林破壊、生物多様性の破壊が危惧されている。森林や景観の保全を図るために、自然の動的平衡性を保つ保護と利用の適正な方策が望まれている。

このように、国立公園によって保護と利用に関する問題とその原因が異なり、それぞれの状況をふまえた施策の実施が必要になっている。

高知県黒潮町の砂浜美術館は、地元の人にとって当たり前の日常風景であった砂浜が、物の見

方を変えることによってここにしかない魅力的な美術館になっている。

新潟県南魚沼市の「八海山雪室」は、地域の人々にとって当たり前の資源である雪、時にはやっかいなものにとらえられる雪が、人々が共感する理念にもとづく新しい見方をすることにより価値ある地域資源に転換し、多くの観光客を魅了する産業観光施設になっている。

2つの事例は、物の見方を変えること、人々が共感する理念をつくることにより、地域資源の新たな価値の創造、地域資源のマイナス評価からプラス評価への転換が可能になり、日常の地域資源が観光者にとって非日常の魅力的な観光資源になることを示している。

(2) 人文観光資源

国指定重要文化財である富山市の「旧森家住宅」の保存と活用の取り組みは、歴史的建造物は修景・保存とともに、地域の歴史や文化を伝える場としての活用、さらに、持続可能なまちづくりの核としての役割を果たしていくことが重要であることを示すとともに、移住者やテナントなどの確保も大切であることを指摘している。

国指定重要無形民俗文化財である「高山祭の屋台行事」の保存と活用の取り組みは、山や鉾や屋台を中心とする祭礼行事の保存と活用のためには、地域社会のつながりを大切にしながら、不足している人材の地域外からの確保、移住者の誘致を進めることが重要になっていることを示している。

豊田市足助町の「三州足助屋敷」は、人々が共感する開発の理念やコンセプトとともに、観光資源や観光施設のライフサイクルをふまえたマネジメントの重要性を指摘している。

坂井市三国湊の取り組みは、今後、独自性を更に高めるためには、人々が共感する理念やコンセプトを作り出し、それにもとづいてこれまでの取り組みを編集・再構築することが必要であることを示唆している。

(3) 複合型観光資源

伝統的建造物群保存地区は観光者を引きつける重要な観光対象であるが、若者の流出、少子化・高齢化、人口減少が進み、空き家および空き地が増えている。また、地区内での世代交代や入れ替わりが進むにつれて、保存しながら活用していくという考え方を継承できるかという深刻な問題もある。このような中で伝建地区の保存と活用を図っていくためには、伝建地区の意義と重要性を理解した移住者の確保、空き家対策と観光振興施策の総合的実施が重要である。

文化的景観も人々を魅了する重要な観光対象である。砺波平野散村景観の状況や輪島市の「間垣」保存の取り組みは、文化的景観を保存するためには、地域の人々がその価値を共有し、文化的景観を地域資産、国民の資産にとらえた共同の取り組みを行うことの重要性を示している。個人負担という発想から、多様な主体が協働して保存を行うという新しい発想にもとづく仕組みづくりが必要になっている。

第5章 おわりに

各地でさまざまな取り組みをみてきた。そこには、魅力的で優れたリーダーや実践者がいた。これらの方々から観光資源の保護と利用の考え方や方法を学んできた。

本稿では、それらを体系的に整理することをめざし、観光資源の保護と利用に関する諸概念の考察、各地の保護と利用、保存と活用の取り組みにおける新しい発想と課題の考察を行った。本稿で述べた主な内容は各章の小括にまとめた。小括を読んでいただければ、本稿で述べた全体の流れをご理解いただけたらと思う。

長年構想してきたことをまとめる作業は容易ではなかった。考えていることを体系的に述べることの難しさを今回も痛感した。しかし、伝えたいことは何とか述べることができたと思っている。論理的・内容的に不十分な点があるが、観光資源研究を進めるためのたたき台としてご理解いただければ幸いである。

最後に、本稿の執筆にあたり、多くの方々の研究成果と各地で実践している方々の知見や資料を参考にさせていただいた。心から感謝申し上げます。

注

第2章

- (1) 塩田正志 (1990)、6 ページ。
- (2) 同上、8 ページ。
- (3) 山村順次 (1995)、2 ページ。
- (4) 前田勇・橋本俊哉 (2006)、6 ページ。
- (5) 内閣総理大臣官房審議室編 (1969)、13 ページ。
- (6) 塩田正志 (1990)、6 ページ。
- (7) ジンマーマン著・ハンカー編・石光亨訳 (1985)、31 ページ。
- (8) 佐藤 仁 (2011)、15-17 ページ。
- (9) 科学技術・学術審議会資源調査分科会 (2010)、2 ページ。
- (10) 農村開発企画委員会・農業工学研究所集落整備計画研究室編集 (2001)、240 ページ。
- (11) 永田恵十郎 (1988)、84-89 ページ。
- (12) 前田勇・橋本俊哉 (2006)、10 ページ。
- (13) 同上、10 ページ。
- (14) 高橋光幸 (2014)、118-120 ページ。
- (15) 新村 出編 (2008)。
- (16) 井上萬壽蔵 (1967)、128 ページ。
- (17) 小谷達男 (1994)、49 ページ。
- (18) 前田勇・橋本俊哉 (2006)、10 ページ。
- (19) 小谷達男 (1994)、49 ページ。
- (20) 同上、49-50 ページ。
- (21) 末武直義 (1984)、34 ページ。
- (22) デビッド・J・コリス、シンシア・A・モンゴメリー (2004)、49 ページ。
- (23) 田中喜一 (1950)、305 ページ。
- (24) 山村順次 (1995)、66-67 ページ。
- (25) 井上萬壽蔵 (1967)、128-129 ページ。
- (26) 溝尾良隆・朱 専法 (1998)、77 ページ。
- (27) 鈴木忠義 (1984)、38-40 ページ。

第3章

- (1) 観光庁編 (2017)。「第IV部平成 29 年度に講じようとする施策」から引用。
- (2) 新村 出編 (2008)。
- (3) 松村 明・三省堂編修所編著 (2006)。
- (4) 八杉龍一・小関治男・古谷雅樹・日高敏隆編 (1996)、575 ページ。
- (5) 沼田 真編 (1988)、145 ページ、および 361 ページ。
- (6) 沼田真・吉岡邦二・加藤陸奥雄 (1976)、11 ページ。
- (7) 鬼頭秀一 (1996)、39-41 ページ。
- (8) 和田勝彦 (2004a)、48 ページ。
- (9) 和田勝彦 (2004b)、62-63 ページ。
- (10) 根木 昭・佐藤良子 (2016)、123 ページ。
- (11) 環境庁編 (2017)。「第IV部 平成 29 年度に講じようとする施策」から引用。
- (12) 新村 出編 (2008)。
- (13) 松村 明・三省堂編修所編著 (2006)。
- (14) 小谷達男 (1994)、62-63 ページ。
- (15) 長谷政弘編著 (1997)、95-96 ページ。「持続可能な観光資源利用」の説明。
- (16) 末武直義 (1984)、71 ページ。
- (17) 小谷達男 (1994)、60-62 ページ。
- (18) 清成忠男 (1987)、171 ページ。
- (19) 塩田正志 (1996)、22 ページ。塩田は観光資源の新しいとらえ方には2つの視角があると述べている。「1つは、いままで観光資源として評価・利用されていたものが時代の推移によってこれまでとは違った意味で評価・利用されるようになること(いわゆる「見直し」)であり、もう1つはこれまでまったく見向きもされなかったものが突然観光資源として脚光を浴びる(いわゆる「掘り起こし」)ことです」。

第4章

- (1) 屋久島山岳部利用対策協議会 (2015)、147-148 ページ、および島津 弘 (2014)、23-24 ページ。
- (2) 田中 準 (2017)、20 ページ。
- (3) 屋久島山岳部利用対策協議会 (2015)、148-149 ページ。
- (4) 田中 準 (2017)、21-22 ページ。
- (5) 同上、22 ページ、および関根 亨 (2014)、17-18 ページ。
- (6) 屋久島山岳部利用対策協議会 (2015)、151 ページ。
- (7) 田中 準 (2017)、22 ページ。
- (8) 環境省ホームページ、ホーム>日本の国立公園>中部山岳国立公園>取組み、
<https://www.env.go.jp/park/chubu/effort.html>。
- (9) 上高地自然史研究会編・若松伸彦責任編集 (2016)、146-178 ページ。
- (10) 和田美貴代 (2014)、52-53 ページ。
- (11) 水野聖子 (2003)、211-212 ページ。
- (12) 篠原匡 (2010)、68-69 ページ。
- (13) 村上健太郎理事長への聞き取り調査 (2014年3月6日、NPO 法人砂浜美術館) による。
- (14) 篠原匡 (2010)、72 ページ。
- (15) 砂浜美術館ホームページ、<http://www.sunabi.com/about/>、および水野聖子 (2003)、213-216 ページ。
- (16) 魚沼の里ホームページ、<http://www.uonuma-no-sato.jp/>。

- (17) 富山市ホームページ、ホーム>市民の皆さま>教育>生涯学習>生涯学習課からのお知らせ>森家、この中の北前船廻船問屋「森家」パンフレット。
<http://www.city.toyama.toyama.jp/kyoikuiinkai/shogaiyakushuka/morike.html>。
- (18) 富山市 (2017)、13 ページ。
- (19) 内閣府経済社会総合研究所ホームページ、トップページ>研究>過去の研究>わがまち元気>推奨：元気な町 鈴木輝隆レポート>地域の資産価値を高めるまち 富山市岩瀬、
http://www.esri.go.jp/jp/prj/mytown/suisho/su_08_0702_01.html。
- (20) ここでは下記の論文、ホームページ、新聞記事を参考にした。岩田 崇 (2017)、31-33 ページ。櫻山八幡宮ホームページ、<http://www.hidahachimangu.jp/festival/repairing.html>。高山・祭屋台保存技術協同組合ホームページ、<http://www.chuokai-gifu.or.jp/yatai/>。『朝日新聞』、2016年12月1日夕刊。
- (21) ここでは下記の文献を参考にした。足助町緑の村協会 (1990)、足助町緑の村協会 (2000)、足助町観光協会 (2005)。
- (22) 国土交通省総合政策局観光資源課監修 (2007)、129 ページ。
- (23) 大和久米登「三国のまちづくりと観光の取り組み」富山県寄附講座『地域社会の諸課題と今後の展望を考える』富山国際大学、2014年12月16日、の講義資料を参考にした。
- (24) 呂 茜 (2015)、78-89 ページ。呂は重伝建地区存続上の課題として「高齢化・後継者問題」、「空き家問題」が抜きでていることを指摘している。また、空き家問題解決に向けた地域の自立性や持続性を高めるには、町並み保存と地域振興を両輪として制度を運用・活用していくことが必要としている。
- (25) 菊池淑人 (2012)、309-312 ページ。菊池は、高山市三町重伝建地区において店舗非居住者の割合が高いこと、さらに店舗非居住の中で賃貸が増えていることを指摘している。
- (26) 呂 茜 (2015)、82-84 ページ。
- (27) 高橋光幸 (2012)、65-67 ページ。
- (28) 砺波散村地域研究所 (2000)、27-40 ページ。
- (29) 砺波市教育委員会 (2009)、104 ページ。
- (30) 高橋光幸 (2016)、3-4 ページ。
- (31) ここでは下記の論文、新聞記事を参考にした。永井ふみ (2017)、39-41 ページ。『朝日新聞』、2015年6月21日朝刊、石川全県・1地方。

参考文献

- 足助町緑の村協会 (1990) 『三州足助屋敷の10年』。
- 足助町緑の村協会 (2000) 『三州足助屋敷の20年』。
- 足助町観光協会 (2005) 『足助町観光協会創立50周年記念誌 地域文化創造の50年』。
- デビッド・J・コリス、シンシア・A・モンゴメリー (根来龍之、蛭田 哲、久保亮一訳) (2004) 「資源ベースの経営戦略論」東洋経済新報社。
- 長谷政弘編著 (1997) 『観光学辞典』同文館。
- 井上萬壽蔵 (1967) 『観光と観光事業』国際観光年記念行事協力会。
- 岩田 崇 (2017) 「飛騨匠の技と高山における町人文化の象徴「高山祭の屋台行事」」文化庁文化財部監修『月刊文化財』2017年4月号 (643号)、第一法規、31-33 ページ。
- ジンマーマン著・ハンカー編・石光亨訳 (1985) 『資源サイエンスー人間・自然・文化の複合ー』三嶺書房。
- 科学技術・学術審議会資源調査分科会 (2010) 『我が国における自然資源の統合管理の在り方について』。
- 上高地自然史研究会編・若松伸彦責任編集 (2016) 『上高地の自然史ー地形の変化と河畔林の動態・保全』東海大学出版会。

- 観光庁編 (2017) 『平成 29 年版 観光白書』 昭和信息プロセス。
- 菊池淑人 (2012) 「高山三町重要伝統的建造物群保存地区における観光関連事業の現状と課題－観光関連事業者へのアンケート調査－」 『日本建築学会技術報告書』 第 18 巻 第 38 号、日本建築学会、309－312 ページ。
- 鬼頭秀一 (1996) 『自然保護を問いなおす－環境倫理とネットワーク』 筑摩書房。
- 清成忠男 (1987) 「地域再生のビジョン」 東洋経済新報社。
- 国土交通省総合政策局観光資源課監修 (2007) 『観光カリスマが教える地域再生のノウハウ～観光カリスマ塾講演録～』 国政情報センター。
- 小谷達男 (1994) 『観光事業論』 学文社。
- 前田勇・橋本俊哉 (2006) 「観光」の概念 前田勇編著『現代観光総論 第 3 版』 学文社 (第 1 版は 1995 年発行)。
- 松村 明・三省堂編修所編著 (2006) 『大辞林 第三版』 三省堂。
- 溝尾良隆・朱 専法 (1998) 「観光資源」 前田 勇編著『現代観光学キーワード事典』 学文社。
- 水野聖子 (2003) 「私たちの町には美術館がありません。美しい砂浜が美術館です」 長谷政弘編著『新しい観光振興－発想と戦略』 同文館。
- 永井ふみ (2017) 「大沢・上大沢の間垣集落景観」 文化庁文化財部監修『月刊文化財』 2017 年 2 月号、通巻 641 号、第一法規、39－41 ページ。
- 永田恵十郎 (1988) 『地域資源の国民的利用』 農山漁村文化協会。
- 内閣総理大臣官房審議室編 (1969) 『観光の現代的意義とその方向』 大蔵省印刷局。
- 根木 昭・佐藤良子 (2016) 『文化政策学要説』 悠光堂。
- 農村開発企画委員会・農業工学研究所集落整備計画研究室編集 (2001) 『農村整備用語辞典 (改訂版)』 農林統計協会。
- 沼田真・吉岡邦二・加藤陸奥雄 (1976) 「自然保護の生態学的諸問題」 沼田 真編『自然保護ハンドブック』 東京大学出版会。
- 沼田 真編 (1988) 『生態学辞典 増補改訂版』 築地書館。
- 呂 茜 (2015) 「重要伝統的建造物群保存地区制度の効果と空き家問題－自治体アンケート調査を踏まえて－」 『公共政策研究』 第 15 号 (2015 年度年報)、日本公共政策学会、78－89 ページ。
- 佐藤 仁 (2011) 『「持たざる国」の資源論』 東京大学出版会。
- 関根 亨 (2014) 「屋久島における遺産地域の保全対策の紹介」 『森林技術』 2014 年 6 月号、通巻 867 号、(一社) 日本森林技術協会、16－19 ページ。
- 島津 弘 (2014) 「屋久島の自然、地形災害と森林伐採」 『地理』 Vol. 59・通巻 708 号 (2014 年 7 月号)、古今書院、18－25 ページ。
- 新村 出編 (2008) 『広辞苑 第六版』 岩波書店。
- 篠原匡 (2010) 『おまんのモノサシ持ちや!』 日本経済新聞社。
- 塩田正志 (1990) 「「観光」概念規定の変遷についての考察－過去と現在－」 日本観光学会『研究報告』 第 21 号、3－10 ページ。
- 塩田正志 (1996) 「観光資源の新しいとらえ方」 『月刊観光』 1996 年 4 月、日本観光協会、22－27 ページ。
- 末武直義 (1984) 『観光事業論』 法律文化社。
- 鈴木忠義 (1984) 「観光計画の基本事項」 土木工学体系編集委員会『土木工学体系 30 ケーススタディ 観光・レクリエーション計画』 彰国社。
- 高橋光幸 (2012) 「砺波平野散村景観の現状と保全のあり方」 『富山国際大学現代社会学部紀要』 第 4 巻、65－72 ページ。
- 高橋光幸 (2014) 「観光資源の定義と分類に関する考察」 『富山国際大学現代社会学部紀要』 第 6 巻、109－125 ページ。

ージ。

高橋光幸 (2016) 「砺波平野散村景観の保全に関する諸問題」総合観光学会『第30回全国学術研究大会発表要旨』、3-4 ページ。

田中 準 (2017) 「もうすぐ遺産登録25年を迎える屋久島」『国立公園』2017年6月号、通巻754号、(一財)自然公園財団、20-22 ページ。

田中喜一 (1950) 『観光事業論』財団法人観光事業研究会。

砺波散村地域研究所 (2000) 「砺波散村に関する住民の意識調査結果」『砺波散村地域研究所紀要第17号』、27-40 ページ。

砺波市教育委員会 (2009) 『砺波市散村景観保全・活用調査報告書』、96-105 ページ。

富山市 (2017) 『富山市観光戦略プラン』富山市商工労働部。

和田勝彦 (2004a) 「文化財保護法の制定経過とその制度構成」仲野 浩編『日本の史跡-保護の制度と行政-』名著刊行会。

和田勝彦 (2004b) 「史跡保護の制度と行政」仲野 浩編『日本の史跡-保護の制度と行政-』名著刊行会。

和田美貴代 (2014) 「上高地・梓川が育む河畔林-河川工事もたらす存続の危機」『地理』2014年7月号、Vol. 59、通巻708号、古今書院、46-53 ページ。

屋久島山岳部利用対策協議会 (2015) 「屋久島山岳部におけるし尿処理の現状と対策について」『都市清掃』第68巻・通巻324号 (2015年3月)、(公社)全国都市清掃会議、35-42 ページ。

山村順次 (1995) 『新観光地理学』大明堂。

八杉龍一・小関治男・古谷雅樹・日高敏隆編 (1996) 『岩波 生物学辞典 第4版』岩波書店。